

新潟県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第42号様式の2（第74条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 限度額</p> <p>ア 確認された作成枚数が5万枚以下の場合 <u>8円38銭</u>＝単価 単価×当該作成枚数＝限度額</p> <p>イ 確認された作成枚数が5万枚を超える場合 $\frac{419,000円 + 5円62銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}}$ ＝単価 ……1円未満の端数は切上げ 単価×当該作成枚数＝限度額</p> <p>第43号様式（第74条関係）</p> <p>（ポスター作成証明書の様式）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 限度額</p> <p>ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合 <u>316,250円 + 586円88銭</u>×ポスター掲示場数 ポスター掲示場数 ＝単価 ……1円未満の端数は切上げ 単価×確認された作成枚数＝限度額</p> <p>イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を越える場合</p>	<p>第42号様式の2（第74条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 限度額</p> <p>ア 確認された作成枚数が5万枚以下の場合 <u>7円73銭</u>＝単価 単価×当該作成枚数＝限度額</p> <p>イ 確認された作成枚数が5万枚を超える場合 $\frac{386,500円 + 5円18銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}}$ ＝単価 ……1円未満の端数は切上げ 単価×当該作成枚数＝限度額</p> <p>第43号様式（第74条関係）</p> <p>（ポスター作成証明書の様式）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 限度額</p> <p>ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合 <u>316,250円 + 541円31銭</u>×ポスター掲示場数 ポスター掲示場数 ＝単価 ……1円未満の端数は切上げ 単価×確認された作成枚数＝限度額</p> <p>イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を越える場合</p>

$316,250円 + 293,440円 + 30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)$

ポスター掲示場数

= 単価

… 1円未満の端数は切上げ

単価 \times 確認された作成枚数 = 限度額

第44号様式 (第75条関係)

(請求書の様式)

その1 (略)

その2 (略)

(別記)

(略)

備考

1 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合 8円38銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合

$\frac{419,000円 + 5円62銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}}$

当該作成枚数

… 1円未満の端数は切上げ

2～4 (略)

その3 (略)

(別記)

(略)

備考

1 (略)

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が500以下の場合
316,250円 + 586円88銭 \times ポスター掲示場数

ポスター掲示場数

… 1円未満の端数は切上げ

(2) 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が500を超える場合
316,250円 + 293,440円 + 30円73銭 \times (ポスター掲示場数 - 500)

ポスター掲示場数

… 1円未満の端数は切上げ

3～5 (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

$316,250円 + 270,655円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)$

ポスター掲示場数

= 単価

… 1円未満の端数は切上げ

単価 \times 確認された作成枚数 = 限度額

第44号様式 (第75条関係)

(請求書の様式)

その1 (略)

その2 (略)

(別記)

(略)

備考

1 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合 7円73銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合

$\frac{386,500円 + 5円18銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}}$

当該作成枚数

… 1円未満の端数は切上げ

2～4 (略)

その3 (略)

(別記)

(略)

備考

1 (略)

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が500以下の場合
316,250円 + 541円31銭 \times ポスター掲示場数

ポスター掲示場数

… 1円未満の端数は切上げ

(2) 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が500を超える場合
316,250円 + 270,655円 + 28円35銭 \times (ポスター掲示場数 - 500)

ポスター掲示場数

… 1円未満の端数は切上げ

3～5 (略)